



Lloyd's
Register

〒220-6010

横浜市西区みなとみらい 2-3-1

クイーンズタワー A 10F

電話: 045-682-5271

FAX: 045-682-5253

W04953961 号・3

日本原燃株式会社 殿

2018年3月12日

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド
インスペクションサービス 事業部長 吉村雅彦

Lloyd's Register Group Limited
Inspection Services Japan

2017年度 第2回定期監査 報告書

(その3) 埋設事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108
監査名	2017年度 第2回定期監査
監査対象部門	(その3) 埋設事業部
監査場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所
監査実施日	2018年1月16日～1月19日
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)

2. 2017年度 第2回 定期監査の視点

2.1 背景及びこれまでの状況

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド（以下、LRと記す）は、日本原燃（株）（以下、JNFLと記す）に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で定期監査を実施して参りました。

これまでの一連の監査では、「品質保証体制の改善策（以下、「改善策」と記す）」及び、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン（以下、「アクションプラン」と記す）」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当てると共に、各部門の日常的な品質保証活動が「改善策」の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきました。

その結果、「アクションプラン」及び「改善策」の成果を反映した日常業務活動、品質マネジメントシステム（以下、QMSと記す）の対応状況等、監査対象である個々の活動は

風化・形骸化することなく定着し、自律的改善が展開されている状況より、全体としてはQMSが各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨の評価を行いました。

一方、2016年度の第3回保安検査結果に対する原子力規制委員会からの報告徴収命令により、JNFLが経営の最重要課題として位置づけた、全社をあげての迅速かつ確実な是正措置等の実行と継続的な改善活動の推進に取り組んでいるさなか、今年度の第2回保安検査で顕在化した新たな諸問題に対して事業者対応方針が策定され、原子力規制庁に提出された状況に鑑み、LRはこの事態を念頭に監査に臨むことにしました。

2.2 2017年度 第2回定期監査の対応方針

今回の監査は、全体的には前回監査の実施項目を踏襲し、JNFLの各受審部署において、日常業務（品質目標として取り上げられた主な活動）が、効率的・効果的に実行されているか否かをプロセス監査により確認することを主要な視点とし、また、保安活動が継続的に改善されている状況や、これまでの監査においてQMSに係る活動と位置付けた「マネジメントレビュー」、「不適合管理の取り組み状況」及び「内部監査の実施状況」についても引き続き監査対象としました。

更に、QMSの有効性の改善として、業務プロセスの単純化・簡素化に対する取り組みを監査視点として追加しました。

以上の対応方針を基に、2017年度 第2回定期監査の実施項目を表1に示します。

表1 2017年度 第2回定期監査の実施項目

	監査実施項目	監査対象
(1)	日常業務（品質目標に取上げられた主な活動）が、効率的・効果的に実行されている状況	○
(2)	保安活動（保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等）が継続的に改善されている状況	○
(3)	マネジメントレビューの実施状況	○
(4)	不適合管理（進捗管理等）の取り組み状況	○
(5)	内部監査の実施状況	○
(6)	その他（教育・訓練の状況等）	○

なお、埋設事業部においては、前回までの監査結果で指摘事項及び観察事項がないので、フォローアップの対象はありません。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成しますが、実地監査を主体に行いました。但し、監査実施項目の中で事前査読が必要な特段の文書があれば、事務局経由で送付して頂き、文書監査の対象に組み入れるものとしました。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものです。但し、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととしました。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、PDCA展開状況の評価を行うものです。

実地監査では「実態を把握する」ことが重要であり、受審部門によって事前に準備された状況を見るのでは意義が薄いものとなります。従って、受審部署が実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要するとしても、可能な限り抜き打ち性に注力しました。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要です。今回の監査では、下記を監査基準としました。

- ◆JNFL 全社品質保証計画書、及び下位の社内標準類
- ◆JEAC4111-2009（日本電気協会）（諸活動の底流として）

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示しました。

なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定しました。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めました。

7. 監査結果

埋設事業部に対する監査実施項目は、上記2.2項 表1に示した通りであり、このたびの被監査部署は4部署でした。

監査結果を添付1に、今回の監査における提言事項を添付2に、良好事例を添付3に、そして、監査日程と出席者を添付4に示します。

総合所見は、下記の通りです。数少ない部署でのサンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場面を観察したという一面を表したものですが、大綱的には実態を捉えていると考えられます。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めました。時間の制約範囲において、2.2項の表1の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」及び「観察事項」は観察されませんでした。なお、2件の「提言事項」を提起しましたので、詳

細については添付2(提言事項)をご参照下さい。

7.2 「良好事例」

日常活動の中で、PDCAを展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組みの構築が進められています。こうした気運の中で、印象深く感じ、かつ、他部署に対しても参考となる3件の「良好事例」を添付3に示しました。さらなる自律的改善が図られている事例としてご参照下さい。

7.3 監査実施項目に対する個別所見

(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況

品質目標（業務計画）の取組みとして、土木課ではクレーントラブルに伴う操業停止によって計画の大幅見直しが行われ、代替の業務計画が織り込まれましたが、他の3部署共に、年度初めに計画した管理項目毎の達成指標／完了期限（時期）、実施計画（具体的な実施内容）、並びに四半期毎の活動実績に対する評価と達成度が明確であることから、全体的には個々の活動が適切に展開されており、特段の懸念は観察されません。

(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況

保安組織に含まれる土木課における保安活動の一端として、保安教育が適切に実施されていることを確認しました。特段の懸念される事象は観察されません。

(3) マネジメントレビューの実施状況

マネジメントレビューについては、品質保証課が事務局として機能しており、また、第2回マネジメントレビューでの品質保証課に対する社長指示については、現在フォローの過程にあることを確認しました。

(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況

不適合については、発生した事象に対しては不適合管理実施要領で定められた不適合管理報告書によって処理が適切に行われており、必要と判断された案件に対しては是正処置が講じられていることを確認しました。なお、品質保証課においては、不適合に係る分析と進捗管理を行っており、埋設事業部の不適合に対する全般的な管理を行う部署としての役割が果たされていることを確認しました。

(5) 内部監査の実施状況

内部監査については2017年度分が既に実施済であり、監査報告書のとりまとめの段階にあります。一方、2016年度内部監査で提起されたコメント（観察事項）に対しては、土木技術グループ及び埋設プロジェクトグループ共に適切にフォローされていることを確認しました。内部監査を受ける立場としても不適切な事象は観察されません。

(6) その他

①教育・訓練の状況については、品質保証課における保安教育の受講実績を基にした力量表の活用、土木課における社外専門技術講習で得られた知識の課内共有、土木技術グループにおける保安教育の展開教育に係るルールの再確認等、それぞれの部署において必要な教育・訓練を行っていることを確認しました。

②業務プロセスの単純化・簡素化の観点で、開発設計部の設計管理要領は業務フロー チャートと様式を要領の柱として簡潔に編集しており、同要領に基づいて実作業を行う要員の理解を容易にすることに寄与していると見受けられます。

8. 終わりに

今回の定期監査は、基本的には2017年度第1回の監査実施項目を踏襲したもので、品質目標から抽出した日常業務における実行・実践状況、保安活動の継続的な改善状況、マネジメントレビューや内部監査の実施状況、並びに不適合管理の状況等を中心にそれぞれの活動を監査しましたが、初めて定期監査を受審した土木技術グループ及び埋設プロジェクトグループを含め、4部署共にひとつひとつのテーマに対して真摯に向き合い、関係者が一丸となって継続的な改善活動に取り組んでいる状況を観察することができました。

一方、具体的な問題点として顕在化したものではないものの、以下の点については毎回の定期監査で感じることであり、この機会にご留意頂くことによって、効率的でメリハリの利いた業務展開になるものと思われます。

①品質目標達成活動においては、いずれの部署も数多くの活動項目が提起され、上半期の実績が詳細に亘ってまとめられておりますが、その整理に相当の負担感を覚えるものと推測されます。活動内容はさることながら、品質目標達成活動の関心事は達成度であることを踏まえれば、半期毎の実績評価は、計画どおりなのか、あるいは遅れがあるのかに絞り込んだまとめ方で、一義的には活動目的の大半が果たされていると捉えることができます。そうすることでとりまとめの負担感は大きく軽減され、その上で、遅れがある場合にその理由と挽回策について関係者が共有できるようにしておけば、上長のフォローに費やす時間の短縮にも貢献します。

そのためには、“誰が”、“何を”、“いつまでに”は勿論のこと、特に“どの程度まで”実行するのかを計画段階で明らかにしておく、つまり活動内容を明確にしておくことによって、実績評価の際に細かな実施内容を記述する必要がなくなるとの考え方です。

②上記①に関連し、品質目標の管理項目に定常業務の範疇のものが含まれているように見受けられます。そのために全体としての活動項目数が膨大になり、それらすべてを同じ管理レベルで評価しなければならないことが負担になっているのではないかでしょうか。

定常業務の大半が、決められたルールに基づいて淡々と仕事を消化することで目的が達せられるものなので、目標管理の対象としなくとも進捗するものですが、品質目標は達成することを前提とした挑戦的な要素が含まれた活動なので、適時、達成度や進捗度が評価の対象となり、それが故に、計画をあいまいにしたのではそれらの評価ができるものではありません。その観点で、品質目標とそれ以外の日常業務計画とで管理レベルを分けることによって、無理・無駄の無い効率的な業務展開になるのではないかと思われます。

③四半期毎の業務計画の実績に対する事業部長承認を得るまでに1か月を超える日数を要するのが通例となっています。次の四半期の活動は当該四半期の反省を踏まえて展開する必要があることから、当該四半期の活動実績に対する事業部長承認は、可能な限り早期に得られることが望ましいでしょう。そのためには上記①で述べたことが役立つものと思われます。

終わりに、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編(W04953961号-0)に記載しますので、ご参照下さい。

以上

添付 1

2017 年度 第 2 回定期監査結果

(埋設事業部)

被監査組織ごとの監査結果を記載しました。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応しています。

尚、監査実施日欄に記載の「T」又は「H」は、当該監査結果のとりまとめ監査員 のイニシャルです。

2017年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	安全管理部 品質保証課	
監査実施日	2018年 1月17日 H	
(1) 日常業務 (品質目標に取上げられた主な活動) が、効率的・効果的に実行されている状況	(参照文書・記録等)	
<p>◆安全管理部業務計画を作成し（文書①）、2017年12月までに出された事業者対応方針への個別計画書を織り込んだ計画を立てています。また、担当者毎の作業管理表（文書②）により作業が予定通り進んでいることの説明があり、日常業務が予定通りに進んでいることが分かります。</p> <p>なお、添付3の良好事例1を参照下さい。</p> <p>◆不適合管理の改善状況では、安全・品質本部において、各事業部のCAPに上げられた不適合の分析を行っており、埋設事業部では、CAP会合に上がった不適合（文書③）を集計して不適合処置進捗管理表（文書④）にまとめたうえで、分析を安全・品質本部の仕組みに統合して簡素化を図っています。</p> <p>◆保安規定の教育・理解促進に関して保安規定教育を実施し（文書⑤）、保安規定に係わる力量表（文書⑥）を作成して評価、力量維持を図っています。</p>		
(2) 保安活動 (保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等) が継続的に改善されている状況		
◆本項については、上記(1)でサンプリングした活動状況の監査と重複します。		
(3) マネジメントレビューの実施状況		
◆埋設事業部の取り纏め部門として2017年度第2回マネジメントレビューへのインプット（文書⑦）をまとめています。また、同マネジメントレビューにおけるアウトプット（文書⑧）として、予防処置活動に係る社長気付きを受けています。なお、添付2の提言事項1を参照下さい。		
(4) 不適合管理 (進捗管理等) の取り組み状況		
◆本項については、上記(1)でサンプリングした活動状況の監査と重複します。		
(5) 内部監査の実施状況		
◆2017年度内部監査を規定（文書⑨）に基づき6、8月に実施し（文書⑩）、3月を目途に総括報告書を準備中でした。		
(6) その他（教育訓練の状況、コミュニケーションの状況）		
<p>◆上記(1)にサンプリングした保安に係る力量評価、教育訓練が適切に実施されています。</p> <p>◆既存の仕組みを用いて業務を遂行することで自部門のコミュニケーションは良好と見受けられました。</p>		
(第三者監査所見)		
サンプリングした範囲において、問題点は観察されませんでした。不適合管理、是正処置予防処置について、品質保証課で確実にフォローし、傾向分析は安全・品質本部の仕組みを利用して効率化を図っています。分析結果を現場に効果的にフィードバックして、一層の品質向上に寄与することが期待されます。		

2017年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	開発設計部 土木技術グループ	
監査実施日	2018年 1月18日	
(1) 日常業務 (品質目標に取上げられた主な活動) が、効率的・効果的に実行されている状況	(参照文書・記録等)	
<p>◆ “3号浅地中埋設施設等の事業変更許可申請”における設計作業は、「管理要領」（文書①）に基づき、文書②として設計の大工程が策定され、法令要求事項、管理内容並びに設計として考慮すべき事項が網羅された「方針書」（文書③）が作成されました。</p> <p>◆ 文書④によって設計レビュー対象を明確にした上で活動が展開されており、レビュー実績並びに設計の進捗が明らかです。</p> <p>◆ 「要求事項一覧表」（文書⑤）に基づいて個々の「検討書」（文書⑥）が作成され、設計推進会議においてレビューを受けています。個々のレビュー結果の概要は「レビュー一覧表」（文書⑦）に集約され、要求事項への適合性が明確です。なお、添付3の良好事例2を参照下さい。</p>		
(2) 保安活動 (保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等) が継続的に改善されている状況		
対象となる業務がないので監査対象外としました。		
(3) マネジメントレビューの実施状況		
マネジメントレビューの事務局ではないので監査対象外としました。		
(4) 不適合管理 (進捗管理等) の取り組み状況		
<p>◆ 保安教育展開教育の講師に係る不適合（展開教育だけの受講者が展開教育を実施）が発生し、「報告書」（文書⑧）が起票されています。</p> <p>◆ 応急処置として、当該展開教育を受講した5名の教育を無効にする手続きを行われ、既に集合教育を受けた受講者が講師となって5名に対する再教育（文書⑨⑩）が行われたことを確認しました。</p> <p>◆ 是正処置として、保安教育の土木技術グループ内での展開教育の実施方法の明確化（文書⑪）や、保安教育に係る個人別の受講実績管理（文書⑫）を行うように改善されました。</p>		
(5) 内部監査の実施状況		
<p>◆ 2016年度 内部監査での土木技術グループに対する観察事項 “業務実施計画に添付の工程表の管理項目を事業部大からグループの内容にする”に対しては、「業務計画」（文書⑭）に反映されていることを確認しました。</p>		
(6) その他 (業務プロセスの簡素化・単純化の状況)		
<p>◆ 業務プロセスの簡素化・単純化の取組みに関連して「管理要領」（文書①）を閲覧しました。事業許可申請書のとりまとめに係る関係部署と業務の流れがフローチャートで整理されており、また、作業の進展に伴って作成すべき各種の様式が添付されている等、全般的に簡潔にまとめられており、この管理要領に基づいて作業を行う者にとって分かり易い構成であると捉えることができます。</p>		
(第三者監査所見)		
土木技術グループの主たる設計業務については、設計プロセスがエビデンスベースで極めて明確にされており、信頼性の高さが感じられる管理レベルです。そのベースとなっている設計管理要領は、設計プロセスにおける各種の手続きが分かり易くまとめられている印象を持ちました。特段の懸念する事象は観察されません。		

2017 年度 第 2 回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	低レベル放射性廃棄物埋設センター 土木課	
監査実施日	2018年 1月18日	
(1) 日常業務 (品質目標に取上げられた主な活動) が、効率的・効果的に実行されている状況	(参照文書・記録等)	H
◆1, 2 号埋設施設のクレーンが夫々故障して稼働不能のため、主要業務の低レベル廃棄物埋設作業は中断中（文書①）であり、品質目標（文書②）、業務計画（文書③）を改定して 1, 2 号埋設施設はクレーン以外の日常点検を実施（文書④）しています。また、2017 年 12 月 1 日付けの事業者対応方針を織り込んだ計画を反映して業務計画改定 3 の準備を進めている等、最新の状況が反映されています。		
(2) 保安活動 (保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等) が継続的に改善されている状況		
◆保安規定に従った保安に係る業務の分担表（文書⑤）及び力量評価表（文書⑥）により力量を評価しています。		
(3) マネジメントレビューの実施状況		
マネジメントレビューの取り纏め部門ではないため、監査対象外としました。		
(4) 不適合管理 (進捗管理等) の取り組み状況		
◆2 件の不適合を発生させています。1 件は 2 号埋設施設の排水ポンプ制御回路の誤信号発生で制御盤取り換え処置済、是正処置不要としており処置完了（文書⑦）。2 件目は地下水位観測手順書の不備で処置完了し、更に是正処置が必要なため 1 月末までに実施予定（文書⑧）となっており、適切に処置されています。		
(5) 内部監査の実施状況		
◆監査室監査を 10 月に受けてコメントはありませんでした。事業部内部監査は今年対象外でした。（文書⑨）		
(6) その他（教育訓練の状況）		
◆社外専門技術講習に参加したメンバーが、課内に研修内容の紹介をして、教育訓練記録を残しており、知識の共有化とコミュニケーション活性化に効果的であると観察されました。（文書⑩） なお、添付 3 の良好事例 3 を参照下さい。		
(第三者監査所見)		
サンプリングした範囲に問題点は観察されませんでした。品質目標は環境の変化を反映していました。業務計画改定 3 の準備を急ぐことが望まれます。教育訓練では、社外研修の知識を共有する姿勢は良好であり、組織内のコミュニケーション活性化に寄与すると期待されます。		

2017年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門 監査実施日	埋設計画部 埋設プロジェクトグループ 2018年 1月18日	T
<u>(1) 日常業務 (品質目標に取上げられた主な活動) が、効率的・効果的に実行されている状況</u>		(参照文書・記録等)
<p>◆「業務計画」(文書①)からサンプリングした“3号浅地中埋設施設設増設等の計画の推進”においては、県への申し入れ資料として、計画書他(文書②及び文書③)等が計画に基づいて作成され、また、工程の進捗報告については、「不具合対応状況の報告」(文書④)として、発電所 LLW 検査装置不具合対応、並びに2号埋設クレーン不具合対応に係わる状況が日々のメールで電気事業連合会に報告されていることを確認しました。</p>		
<u>(2) 保安活動 (保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等) が継続的に改善されている状況</u>		
<p>保安組織に含まれておらず、報告徴収命令に係るフォロー事項の該当がないので監査対象外としました。</p>		
<u>(3) マネジメントレビューの実施状況</u>		
<p>マネジメントレビューの事務局ではないので監査対象外としました。</p>		
<u>(4) 不適合管理 (進捗管理等) の取り組み状況</u>		
<p>◆他部門における2016年度第4回保安検査において、管理文書の改正時の教育が未実施であることが指摘されましたが、その横展開の過程で埋設プロジェクトグループにおいても同一の教育不備があることが判明し、文書⑤により不適合処理が行われました。</p>		
<p>◆上記不適合事象に対する処置として、不適合管理実施要領等に関する教育(文書⑥)が行われ、是正処置(含む原因究明)として“文書管理マニュアルに基づく教育”が適切に実施(文書⑦)されたことを確認しました。</p>		
<u>(5) 内部監査の実施状況</u>		
<p>◆2016年度事業部内部監査において提起された観察事項(業務計画及び業務実施状況報告に関する埋設事業部と埋設プロジェクトグループとの紐付け)に対し、「業務計画」(文書⑧)に項目番号を付番することで対応済みであることを確認しました。</p>		
<u>(6) その他 (業務プロセスの簡素化・単純化の状況)</u>		
<p>◆埋設プロジェクトグループの主要業務に係る要領や手順書等を閲覧することで、業務プロセスの簡素化、単純化の状況観察を試みましたが、主要業務については改めて手順書等を必要とすることがなく、計画書運用要則(文書⑨)及び業務分担(文書⑩)を拠り所として実施できる旨を聴取しました。なお、添付2の提言事項2を参照下さい。</p>		
(第三者監査所見) <p>業務計画に掲げられた各種日常業務の活動を監査した限りでは、埋設プロジェクトグループの役割が認識され、的確に実行されている状況が確認できました。また、不適合や内部監査コメントへの対応状況についても適切であり、全般的には懸念される事象は観察されません。</p>		

添付 2

監査における 提言事項

- ・提言事項は、今後のより優れた運用を期待して参考提言するものです。採否については、被監査部署に一任されます。

<提言事項>

1	マネジメントレビューのアウトプットの処置
関連部門	安全管理部 品質保証課
第2回マネジメントレビューにおいて、予防処置件数が少ないとの気付きを受けていますが、埋設事業部の業務の予測では、今後、予防処置の事案が多く出るとのことでした。その状況を分かり易くまとめて課題を抽出し、予め共有しておくことが望されます。	

2	主要業務プロセスの体系的整理
関連部門	埋設計画部 埋設プロジェクトグループ
埋設プロジェクトグループの担当業務とグループ内の役割分担は「業務分担表」により明確にされており、業務項目又は実施項目ごとの留意点や取組み方等についても記述されていますが、ひとつの主要な業務を例にして、開始のきっかけ（インプット）～具体的な作業・処理手順～成果物（アウトプット）を業務フロー等で体系的に整理し、それを埋設プロジェクトグループの業務プロセスの基本型にしては如何でしょうか。それは当該業務プロセスに係るPDCA展開の起点であり、その業務を受け継ぐ際の理解を容易にする観点で役立つだけでなく、当該業務の有効性評価においても必要となり得るものです。	

添付 3

監査における 良好事例

「自律的改善が行われている状況を監査チームは監査過程の随所で観察しました。その中でも、特に印象深く、他部署にとつても参考となる内容を「良好事例」として記載しました。

<良好事例>

1	速やかな業務計画の改定
関連部門	安全管理部 品質保証課
2017年12月までに出された事業者対応方針への個別計画書を織り込んで、速やかに業務計画の見直しを実施して改定版を出しています。	
2	設計に係る確実な業務展開
関連部門	開発設計部 土木技術グループ
設計に係る一連の活動の計画と実績が時系列で簡潔にまとめられており、漏れのない確実な設計業務が展開されている状況が観察されました。	
3	社外専門教育記録の共有
関連部門	低レベル放射性廃棄物埋設センター 土木課
社外専門技術講習に参加したメンバーが、課内に研修内容の紹介をして、教育訓練記録を残しており、知識の共有化とコミュニケーション活性化に効果的であると観察されました。	

2017 年度 第 2 回第三者定期監査出席者(埋設事業部)

月	日	曜日	時刻		時間	被監査部門	被監査部署	出席者	実施場所
			自	至					
1	16	火	14:00	14:25	0:25	埋設事業部	全被監査部署		濃縮・埋設事務所 3F 研修室
							品質保証課		
							土木技術 G		
	17	水	14:40	16:15	1:35		土木課		濃縮・埋設事務所 1B 会議室
			9:45	11:10	1:25		埋設プロジェクト G		
	18	木	13:00	14:30	1:30		全被監査部署		濃縮・埋設事務所 3F 研修室
			14:35	16:05	1:30				
	19	金	15:50	16:45	0:55				

